

# 福岡県公報

令和元年十一月二十六日  
第五十八号  
増刊 ①

## 目次

### 再掲

○福岡県宿泊税条例	(税務課)	……一
○福岡県宿泊税基金条例	(観光政策課)	……四
○福岡県宿泊税条例の一部を改正する条例	(税務課)	……五
○福岡県宿泊税条例の施行期日を定める規則	(税務課)	……五
○福岡県宿泊税条例施行規則	(税務課)	……六

### 正誤

○観光王国九州とともに輝く福岡県観光振興条例の一部を改正する条例 (令和元年福岡県条例第二十号) 中正誤	……二一
--	------

## 公布された条例のあらまし

### ◇福岡県宿泊税条例

(総務部税務課)

1 県は、観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法第四条第六項の規定に基づき、宿泊税を課することとした。

2 一 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日(令和二年四月一日)から施行することとした。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行することとした。

二 所要の経過措置等を設けることとした。

### ◇福岡県宿泊税基金条例

(商工部観光局観光政策課)

1 福岡県宿泊税条例の制定に伴い、観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、福岡県宿泊税基金を設置することとした。

2 この条例は、福岡県宿泊税条例の施行の日(令和二年四月一日)から施行することとした。

### ◇福岡県宿泊税条例の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 北九州市が地方税法第五条第七項の規定により宿泊税を導入することに伴い、同市内における本県の宿泊税の税率及び賦課徴収の特例を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、福岡県宿泊税条例の施行の日(令和二年四月一日)から施行することとした。

## 再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県宿泊税条例をここに公布する。

令和元年十一月十九日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県条例第二十一号

福岡県宿泊税条例

(課税の目的)

第一条 県は、観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第四条第六項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(納税義務者等)

第二条 宿泊税は、旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)第二条第一項に規定する旅館業(同条第四項に規定する下宿営業を除く。)、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七十七号)第十三条第四項に規定する認定事業及び住宅宿泊事業法(平成

二十九年法律第六十五号) 第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に係る施設(以下「宿泊施設」という。)における宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

(税率)

第三条 宿泊税の税率は、一人一泊につき二百円とする。ただし、法第五条第三項又は第七項の規定により宿泊に対して税を課す市町村の区域内に所在する宿泊施設における宿泊に係る宿泊税の税率は、一人一泊につき百円とする。

(納税地)

第四条 宿泊税の納税地は、宿泊施設の所在地とする。

(徴収の方法)

第五条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

第六条 宿泊税の特別徴収義務者(以下単に「特別徴収義務者」という。)は、宿泊施設の経営者とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要と認める場合には、宿泊税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 前二項の特別徴収義務者は、宿泊税を徴収しなければならない。  
(特別徴収義務者の申告等)

第七条 前条第一項の規定により特別徴収義務者となるべき者は宿泊施設の経営を開始しようとする日の五日前までに、同条第二項の規定により指定を受けた特別徴収義務者は指定を受けた日から十日以内に、宿泊施設ごとに、規則で定める申告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特別徴収義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

二 宿泊施設の所在地及び名称

三 客室数その他設備の概要

四 経営開始予定年月日(申告の日において既に経営を開始している場合にあつては、経営開始年月日)

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 特別徴収義務者は、前項各号に掲げる事項に変更を生じた場合には、遅滞なく、その変更に係る事項について届け出なければならない。

4 特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を一月以上休止しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出をした者であつて、当該届出に係る休止期間を定めなかったものは、当該宿泊施設の経営を再開しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

6 特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止の日から十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。  
(申告納入)

第八条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月一日から同月末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他必要な事項を記載した規則で定める納入申告書を知事に提出するとともに、当該申告に係る納入金を納入しなければならない。

2 特別徴収義務者が、申告納入すべき宿泊税額が規則で定める金額以下であることその他の規則で定める要件に該当するものとして規則で定めるところにより知事の承認を受けた場合には、次の表の上欄に掲げる期間において徴収すべき宿泊税に係る前項の納入申告書を、同表の下欄に掲げる日までに、知事に提出するとともに、当該申告に係る納入金を納入しなければならない。ただし、宿泊施設の経営を一月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から一月以内に、これを申告納入しなければならない。

十二月一日から二月末日まで	三月末日
三月一日から五月末日まで	六月末日

六月一日から八月末日まで	九月末日
九月一日から十一月末日まで	十二月末日

3 知事は、前項の承認を受けた特別徴収義務者が規則で定める要件に該当しなくなつたと認めるときは、同項の規定による承認を取り消すことができる。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第九条 知事は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失つたことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 特別徴収義務者は、前項の規定により還付又は納入の義務の免除を申請する場合は、規則で定める申請書に当該還付又は納入の義務の免除を必要とする理由を証するに足りる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

4 知事は、第一項の規定による申請があつた場合には、同項又は前項の規定による措置を採るかどうかについて、当該申請があつた日から六十日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

第十条 特別徴収義務者は、次に掲げる事項を帳簿に記載し、かつ、当該帳簿を第八条第一項又は第二項の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して三月を経過した日から五年間保存しなければならない。

- 一 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して三月を経過した日から二年間保存しな

ければならない。

一 宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 前二項に定めるもののほか、第一項の帳簿又は前項の書類を電子計算機を使用して作成する場合には、福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号。以下「県税条例」という。)第四章の規定の例による。

(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同項の帳簿を隠匿した者

二 前条第一項の規定に違反して同項の帳簿を同項に定める期間保存しなかつた者

三 前条第二項の規定により作成すべき書類について正当な事由がなくて作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成した者又は同項の書類を隠匿した者

四 前条第二項の規定に違反して同項の書類を同項に定める期間保存しなかつた者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(賦課徴収)

第十二条 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び県税条例の定めるところによる。この場合において、県税条例第一条中「この条例」とあるのは「この条例及び福岡県宿泊税条例(令和元年福岡県条例第二十一号)」と、県税条例第二条第四号中「福岡県税条例施行規則」とあるのは「福岡県税条例施行規則及び福岡県宿泊税条例施行規則」とする。

(規則への委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

**第一条** この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

**第二条** この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後における宿泊に対して課すべき宿泊税について適用する。

(経過措置)

**第三条** 施行日において現に宿泊施設を経営している者については、施行日に宿泊施設の経営を開始するものとみなして、第七条第一項の規定を適用する。

(施行のために必要な準備)

**第四条** 特別徴収義務者の指定、申告及び届出は、施行日前においても、第六条第二項及び第七条(前条の規定により適用される場合を含む。)の規定の例により行うことができる。

(福岡市内における宿泊税の特例)

**第五条** 福岡市が法第五条第三項又は第七項の規定により宿泊税を課す場合には、同市内に所在する宿泊施設(以下「市内施設」という。)における宿泊に対する第三条の規定の適用については、第三条ただし書中「百元」とあるのは、「五十円」とする。

この場合において、宿泊税は地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第六条の十七第二項第九号の法定外目的税とする。

**2** 前項の規定の適用がある場合の市内施設における宿泊に係る宿泊税(以下「県宿泊税」という。)の賦課徴収は、第六条第二項、第八条第二項及び第三項、第九条第一項、第三項及び第四項並びに第十二条の規定にかかわらず、福岡市が法第五条第三項又は第七項の規定により課する宿泊税(以下「市宿泊税」という。)の賦課徴収の例により市宿泊税の賦課徴収と併せて行うものとする。

**3** 福岡市長が市宿泊税の納入期限を延長した場合には、当該市宿泊税が課された宿泊に係る県宿泊税の納入期限についても、同一期間延長されたものとする。

**4** 福岡市長が市宿泊税又はその延滞金額を減免した場合には、当該市宿泊税が課された宿泊に係る県宿泊税又はその延滞金額についても当該市宿泊税又は延滞金額に対する減免の割合と同じ割合により減免されたものとする。

**5** 第一項の規定の適用がある場合には、県宿泊税に関する申告、届出又は申請(以下「申告等」という。)は、第七条、第八条第一項及び第二項並びに第九条第二項の規定にかかわらず、市宿泊税の申告等の例により市宿泊税の申告等と併せて、福岡市長にしなければならない。

**6** 第一項の規定の適用がある場合には、特別徴収義務者(市内施設の経営者に限る。)は、第八条第一項及び第二項の規定にかかわらず、市宿泊税に係る徴収金の納入の例により市宿泊税の徴収金と併せて、県宿泊税の徴収金を福岡市に納入しなければならない。

**7** 福岡市は、県宿泊税に係る徴収金の納入があった場合には、知事が別に定めるところにより、これを県に払い込むものとする。

**8** 県は、福岡市において第二項及び第七項の事務を行うために要する費用を補償するものとする。

**9** 第二項から前項までに定めるもののほか、県宿泊税を福岡市が賦課徴収することについて必要な事項は、知事が別に定めるところによる。

(検討)

**第六条** 知事は、この条例の施行後三年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、五年ごとに同様の検討を行うものとする。

(福岡県税条例の一部改正)

**第七条** 福岡県税条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「及び産業廃棄物税」を、「産業廃棄物税及び宿泊税」に改める。

第十九条の二及び第十九条の三中「産業廃棄物税」の下に「及び宿泊税」を加える。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県宿泊税基金条例をここに公布する。

令和元年十一月十九日

福岡県条例第二十二号

福岡県知事 小川 洋

福岡県宿泊税基金条例

(設置)

第一条 福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県宿泊税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、福岡県宿泊税条例(令和元年福岡県条例第二十一号)の規定により県に納入され、又は払い込まれた宿泊税に相当する額から宿泊税の賦課徴収に要する費用を控除した額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利用率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、次に掲げる事業に要する費用に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

一 市町村(地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)第五条第三項又は第七項の規定により宿泊に対して税を課す市町村を除く。)が行う観光の振興を図るための事業に対する交付金の交付事業

二 前号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため、知事が必要と認める事業

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、福岡県宿泊税条例の施行の日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県宿泊税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十一月十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十三号

福岡県宿泊税条例の一部を改正する条例

福岡県宿泊税条例(令和元年福岡県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の見出し中「福岡市内」を「北九州市内及び福岡市内」に改め、同条第一項中「福岡市」を「北九州市又は福岡市」に、「同市内」を「当該宿泊税を課す市の区域内」に改め、同条第二項中「福岡市」を「北九州市又は福岡市」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「福岡市長」を「北九州市長又は福岡市長」に改め、同条第六項中「徴収金を」の下に「北九州市又は」を加え、同条第七項中「福岡市」を「北九州市及び福岡市」に改め、同条第八項中「福岡市」を「北九州市及び福岡市」に、「第七項」を「前項」に改め、同条第九項中「県宿泊税を」の下に「北九州市及び」を加える。

附則

この条例は、福岡県宿泊税条例の施行の日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県宿泊税条例の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

令和元年十一月十九日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県規則第二十八号**

福岡県宿泊税条例の施行期日を定める規則

福岡県宿泊税条例（令和元年福岡県条例第二十一号）の施行期日は、令和二年四月一日とする。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県宿泊税条例施行規則を制定し、ここに公布する。

令和元年十一月十九日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県規則第二十九号**

福岡県宿泊税条例施行規則

（趣旨）

**第一条** この規則は、福岡県宿泊税条例（令和元年福岡県条例第二十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（特別徴収義務者の指定の通知）

**第二条** 知事は、条例第六条第二項の規定により宿泊税の特別徴収義務者（以下単に「特別徴収義務者」という。）を指定したときは、宿泊税特別徴収義務者指定通知書（第一号様式）により、当該特別徴収義務者に通知するものとする。

（経営申告書等の様式）

**第三条** 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 条例第七条第一項の申告書 経営申告書（第二号様式）
- 二 条例第七条第三項の規定による届出に係る書類 申告事項変更届出書（第三号様式）
- 三 条例第七条第四項から第六項までの規定による届出に係る書類 経営休止・再開・廃止届出書（第四号様式）

（納入申告書の様式等）

**第四条** 条例第八条第一項の納入申告書の様式は、宿泊税納入申告書（第五号様式）とする。

2 前項の申告書は、宿泊施設（条例第二条に規定する宿泊施設をいう。以下同じ。）ごとに提出しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（申告期限の特例の要件等）

**第五条** 条例第八条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 次項の申請書を提出した日の属する月（以下「申請月」という。）の前十二月間（以下「要件適用期間」という。）における宿泊税の納入すべき金額の宿泊施設ごとの合計額が二百四十万円以下であること。
- 二 条例第八条第三項の規定による承認の取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から一年を経過していること。
- 三 要件適用期間において、宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。
- 四 要件適用期間において、特別徴収義務者が県税に係る徴収金を滞納していないこと。
- 五 申請月の十二月前の月の初日までに、宿泊施設の経営を開始し、かつ、経営申告書を提出していること。
- 六 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。
- 2 条例第八条第二項の規定の適用を受けようとする者は、宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者承認申請書（第六号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請に対する処分を決定したときは、宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者承認（不承認）通知書（第七号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

4 知事は、条例第八条第三項の規定による承認の取消しをしたときは、宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者承認取消通知書（第八号様式）により、特別徴収義務者に通知するものとする。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請の様式）

第六条 条例第九条第二項の申請書の様式は、宿泊税の徴収不能額等の還付 納入義務の免除 申請書（第九号様式）とする。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の通知等）

第七条 知事は、条例第九条第一項の申請に対する処分を決定したときは、宿泊税徴収不能額等の還付（納入義務免除）承認（不承認）通知書（第十号様式）により通知するものとする。

2 条例第九条第三項の規定により、未納に係る徴収金に還付すべき額を充当する場合は、福岡県税条例施行規則（昭和三十年福岡県規則第十八号。以下「県税規則」という。）第三十八号様式による過誤納金等還付・充当通知書により特別徴収義務者に通知するものとする。

（更正及び決定の通知等）

第八条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三十三条の十六第四項による通知は、宿泊税に係る更正・決定及び加算金決定通知書及び納額告知書（第十一号様式）によるものとする。

（賦課徴収）

第九条 宿泊税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、県税規則の定めるところによる。

2 この規則に定める様式のほか、知事は、宿泊税の賦課徴収に関する書類等の様式について、県税規則に定める様式に必要な調整を加えた様式によることができる。

## 附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則の施行の日から令和三年三月三十一日までの間における第五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「提出した日」とあるのは「提出した日（令和二年七月一日から令和三年三月三十一日までの日に限る。）」と、「十二月間（以下「要件適用期間」という。）」とあるのは「三月間」と、「二百四十万円」とあるのは「六十万円」と、同項第三号及び第四号中「要件適用期間」とあるのは「申請月の前十二月間」と、同項第五号中「宿泊施設」とあるのは「宿泊施設」と、「経営申告書」とあるのは「令和二年四月一日までに経営申告書」とする。

（福岡県税条例施行規則の一部改正）

第三条 福岡県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第三十四号様式その五中「~~産業廃棄物税~~」を「~~産業廃棄物税及び宿泊税~~」に改める。

第 1 号様式 (第 2 条関係)

宿泊税特別徴収義務者指定通知書

第 号  
年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称  
並びに代表者名

殿

福岡県

県税事務所長



下記のとおり、福岡県宿泊税条例第 6 条第 2 項の規定により指定しましたので、通知します。

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 また、上記 1 の審査請求をした場合には、上記 2 にかかわらず、その裁判があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求及び上記 2 の処分の取消しの訴えの提起をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁判のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、上記 3 の処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

特別徴収義務者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
施設	名称 又は届出番号	
	所在地	
備考（理由等）		



## 第 2 号様式 (第 3 条関係)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <span style="font-size: 24px;">受付印</span> </div> 年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿		申 請 者	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)				
			氏名又は名称 並びに代表者名及び印	(印)			
			住所又は所在地				
			応答部署名 及び担当者氏名	( 局 番)			
<h3 style="margin: 0;">経 営 申 告 書</h3>							
福岡県宿泊税条例第 7 条第 1 項の規定による申告書を下記のとおり提出します。							
営 宿 泊 施 設 の 許 可 等 の 種 別	住所又は所在地	電話 — —					
	フリガナ 氏名又は名称 (法人にあつては代表者氏名)						
	種 別	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 特区民泊 <input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業					
	旅館業又は認定事業 における許可等番号						
	許可等名義人との関係						
施 設	所 在 地	電話 — —					
	フリガナ 名 称 又は届出番号						
	概 要	床面積    m <sup>2</sup>	地上 地下	階 階	客室数    室	収容人員    名	
	経営開始(予定)年月日						
	住宅宿泊事業 における管理業者	住 所	電話 — —				
	氏名又は名称						
共 同 事 業 者	共同事業者の有無	有 ・ 無					
	住所又は所在地	電話 — —					
	フリガナ 氏名又は名称 (法人にあつては代表者氏名)						
送 書 付 類 先 の	住所又は所在地	電話 — —					
	フリガナ 氏名又は名称 (法人にあつては代表者氏名)						
※ 処 理 事 項	通 知 年 月 日	施 設 番 号		備 考			
	年 月 日						

注 1 ※印の欄は、記入する必要はありません。

2 複数の施設を有する場合は、施設ごとに申告書を提出してください。

3 旅館業に係る営業許可証、認定事業に係る認定書又は住宅宿泊事業に係る届出番号を確認できる書類の写しを添付してください。

第 3 号 様 式 (第 3 条 関 係)

<p style="text-align: center;">受 付 印</p>  <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">福岡県 県税事務所長 殿</p>	特 別 徴 収 義 務 者	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)	
		氏名又は名称 並びに代表者名及び印	(印)
		住所又は所在地	
		応答部署名 及び担当者氏名	( 局 番)
	施 設	名称 又は届出番号	
		所在地	
		施設番号	

申 告 事 項 変 更 届 出 書

福岡県宿泊税条例第 7 条第 3 項の規定により、申告事項の変更を下記のとおり届け出ます。

登 録 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日	
届 出 理 由	<input type="checkbox"/> 宿泊施設営業の許可等に関する変更 <input type="checkbox"/> 上記以外による変更 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 5px;"></div>	

注 変更内容が確認できる書類を添付してください。

第 4 号様式 (第 3 条関係)

<p style="text-align: center;">受 付 印</p>  <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">福岡県 県税事務所長 殿</p>	特 別 徴 収	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																				
	氏名又は名称 並びに代表者名及び印	(印)																					
	義 務 者	住所又は所在地																					
		応答部署名 及び担当者氏名	( 局 番)																				
	施 設	名称 又は届出番号																					
		所在地																					
施設番号																							
<b>経営休止・再開・廃止届出書</b>																							
<p style="text-align: center;">福岡県宿泊税条例 第 7 条第 4 項 第 7 条第 5 項 第 7 条第 6 項 の規定により、下記のとおり 休止 再開 廃止 を届け出ます。</p>																							
休 止 年 月 日		年 月 日 から 年 月 日 まで																					
再 開 年 月 日		年 月 日																					
廃 止 年 月 日		年 月 日																					
休 止 又 は 廃 止 の 理 由																							

第 5 号様式その 1 (第 4 条関係)

宿 泊 税 納 入 申 告 書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">             受 付 印           </div> 年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿	特 別	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)										
		氏名又は名称 並びに代表者名及び印	印									
	徴 収 義 務 者	住所又は所在地										
		応答部署名 及び担当者名	( 局 番)									
		フリガナ 名 又は 届出番号										
	施 設	所在地	電話 - -									
		施設番号										
		※ 処理 事項	郵便官署消印					担当者				

年月分	区 分	宿泊数 (泊)	税 率	税 額 (円)
	課 税 対 象		200円	
	課 税 対 象 外			

年月分	区 分	宿泊数 (泊)	税 率	税 額 (円)
	課 税 対 象		200円	
	課 税 対 象 外			

年月分	区 分	宿泊数 (泊)	税 率	税 額 (円)
	課 税 対 象		200円	
	課 税 対 象 外			

申 告 期 限	年 月 日
---------	-------

- 注 1 この申告書は、宿泊税を課す市町村の区域外の宿泊施設に係る宿泊税の申告に使用してください。
- 2 ※印の欄は、記入する必要はありません。
- 3 課税対象及び課税免除の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類を添付してください。
- 4 申告書の提出期限後に申告納入されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

第 5 号様式その 2 (第 4 条関係)

宿泊税納入申告書

<p style="text-align: center;">受付印</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>福岡県 県税事務所長 殿</p>	特別徴収義務者	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)										
		氏名又は名称 並びに代表者名及び印	印									
	施設	住所又は所在地										
		応答部署名 及び担当者名	( 局 番)									
		フリガナ 名又は届出番号										
	所在地	電話 - -										
	施設番号											

※ 処理 事項	郵便官署消印	担当者

年月分	区分	宿泊数(泊)	税率	税額(円)
	課税対象		100円	
	課税対象外			

年月分	区分	宿泊数(泊)	税率	税額(円)
	課税対象		100円	
	課税対象外			

年月分	区分	宿泊数(泊)	税率	税額(円)
	課税対象		100円	
	課税対象外			

申告期限	年 月 日
------	-------

- 注 1 この申告書は、宿泊税を課す市町村の区域内の宿泊施設に係る宿泊税の申告に使用してください。
- 2 ※印の欄は、記入する必要はありません。
- 3 課税対象及び課税免除の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類を添付してください。
- 4 申告書の提出期限後に申告納入されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

第 6 号様式 (第 5 条関係)

<p style="text-align: center;">○ 受 付 印 ○</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">福岡県 県税事務所長 殿</p>	特別徴収義務者	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>																											
		氏名又は名称 並びに代表者名及び印	○ 印 ○																											
	住所又は所在地																													
	施設	応答部署名 及び担当者氏名	( 局 番 )																											
		名 称																												
所 在 地																														
	施設番号																													
<p>宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者承認申請書</p> <p>福岡県宿泊税条例第 8 条第 2 項の規定により、納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用を受けたいので、下記のとおり申請します。</p>																														
経営開始年月日	年 月 日	経営申告書提出日	年 月 日																											
福岡県宿泊税条例第 8 条第 3 項の規定による承認の取消し	有 ・ 無	取消年月日	年 月 日																											
申請日の属する月の前12か月間の宿泊税の納入すべき金額の合計額			円																											
宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定	有 ・ 無	決定年月日	年 月 日																											
県税に係る徴収金の滞納	有 ・ 無																													

第 7 号様式 (第 5 条関係)

宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者承認 (不承認) 通知書

第 号  
年 月 日

特別徴収義務者

住所又は所在地  
氏名又は名称  
並びに代表者名

殿  
福岡県 県税事務所長

年 月 日付けで申請のあった納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の認定について、下記のとおり決定したので、福岡県宿泊税条例施行規則第 5 条第 3 項の規定により通知します。

記

特例の適用者として承認する ( 年 月分に係る申告から適用)

特例の適用者として承認をしない

施設	名 称	
	所 在 地	
	施 設 番 号	
摘 要		

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福岡県を被告として (代表者は福岡県知事となります。) この処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 また、上記 1 の審査請求をした場合には、上記 2 にかかわらず、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求及び上記 2 の処分の取消しの訴えの提起をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、上記 3 の処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 8 号様式 (第 5 条関係)

<p>宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者承認取消通知書</p>							
<p>第 号 年 月 日</p>							
<p>特別徴収義務者</p> <p>住所又は所在地 氏名又は名称 並びに代表者名</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">福岡県 県税事務所長</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 50px; margin-left: auto; margin-right: 0;"></div>							
<p>年 月 日付けで申請のあった納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者として承認していましたが、下記の理由により取り消したので、通知します。</p>							
施設	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設番号</td> <td></td> </tr> </table>	名称		所在地		施設番号	
名称							
所在地							
施設番号							
適用年月	<p style="text-align: center;">年 月分に係る申告まで特例を適用</p>						
取消理由及び該当条項							

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。  
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 また、上記 1 の審査請求をした場合には、上記 2 にかかわらず、その裁判があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求及び上記 2 の処分の取消しの訴えの提起をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁判のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、上記 3 の処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



第 9 号様式 (第 6 条関係)

<p style="text-align: center;">○ 受 付 印 ○</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>福岡県 県税事務所長 殿</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl;">特別徴収義務者</p>	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table>									
		氏名又は名称 並びに代表者名及び印	○ 印 ○									
	住所又は所在地											
	<p style="writing-mode: vertical-rl;">施設</p>	応答部署名 及び担当者氏名	( 局 番 )									
		名称 又は届出番号										
所在地												
施設番号												
<p>還 付 宿泊税の徴収不能額等の 納入義務の免除 申請書</p>												
<p>福岡県宿泊税条例第 9 条第 1 項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。</p>												
課税標準となる宿泊数		税率200円	泊									
		税率100円	泊									
納入すべき税額					円							
還付又は納入義務の免除を受けようとする宿泊数		税率200円	泊									
		税率100円	泊									
還付又は納入義務の免除を受けようとする額の総額					円							
区 分	年 月分	年 月分	年 月分									
還付又は納入義務の免除の別	還付・納入義務免除	還付・納入義務免除	還付・納入義務免除									
納入すべき税額 (ア)		円	円	円								
(ア) のうち既に納入した税額		円	円	円								
納 入 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日									
還付又は納入義務の免除を受けようとする額		円	円	円								
還付又は納入義務の免除を受けようとする理由												
その他参考となる事由												

注 この申請書には、宿泊税の還付又は納入義務の免除を受けようとする理由を証する書類を添付してください。

第10号様式（第7条関係）

宿泊税徴収不能額等の還付（納入義務免除）承認（不承認）通知書					
		第	号		
		年	月	日	
特別徴収義務者					
住所又は所在地					
氏名又は名称 並びに代表者名					
殿					
福岡県 県税事務所長					
<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 40px; margin-left: auto;"></div>					
<p>年 月 日付けで申請のあった宿泊税の還付（納入義務の免除）について、下記のとおり決定したので、通知します。なお、福岡県宿泊税条例第9条第3項の規定により、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額を充当することがあります。</p>					
施設	名称又は届出番号				
	所在地				
	施設番号				
判定	還付する ・ 納入義務を免除する ・ 還付（納入義務の免除）をしない				
処 分 の 内 容	申告の対象期間		還付（免除） 申請税額	還付（免除） 決定税額	摘 要
	年月日から	年月日まで			
備考 （理由等）					

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。  
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
 ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。  
 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
 （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第11号様式（第 8 条関係）

宿泊税に係る更正・決定及び加算金決定 通知書  
納額告知書

特別徴収義務者  
住所又は所在地

  
  

氏名又は名称

名称又は届出番号

施  
所在地

設 施設番号

地方税法第 条の 第 項の規定により、下記のとおり  
更正・決定したので通知します。

年 月 日

福岡県 県税事務所長 印

指定納期限	年 月 日
-------	-------

申告の 対象期間	区 分	本 税			加 算 金			
		税率	宿 泊 数	税 額	区 分	基本税額	率(%)	金 額
年 月分	確 定 額				過少申告 加算金	通常 加算		②
	既確定額				不申告 加算金	通常 加算		④
	差 引 額	/		①	重加算金			⑥
					納入すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)			
年 月分	確 定 額				過少申告 加算金	通常 加算		②
	既確定額				不申告 加算金	通常 加算		④
	差 引 額	/		①	重加算金			⑥
					納入すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)			
年 月分	確 定 額				過少申告 加算金	通常 加算		②
	既確定額				不申告 加算金	通常 加算		④
	差 引 額	/		①	重加算金			⑥
					納入すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)			
合 計	確 定 額				過少申告 加算金	通常 加算		②
	既確定額				不申告 加算金	通常 加算		④
	差 引 額	/		①	重加算金			⑥
					納入すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥)			

この通知書による不足税額等に延滞金を合計した金額を、同封の納入書により指定納期限までに福岡県指定金融機関、  
福岡県収納代理金融機関、福岡県内の郵便局又は福岡県内の県税事務所に納入して下さい。

延滞金について

備考 「延滞金について」の下部に、当該年における延滞金の計算方法を記載すること。

## 第11号様式（第 8 条関係）

## 教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - （1）審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても判決がないとき。
  - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

1・10・25	発行年月日	
49 増刊①	番公 号報	
条例	種 類	
二十	同番 上号	
1	ペー ジ	
	上	欄
○	下	
8	行	
	備 考	
令和元年福岡県条例第二十二号	正	
令和元年福岡県条例第 号	誤	

正  
誤